

名古屋高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 更正決定処分取消請求控訴事件

国側当事者・国（中川税務署長）

平成21年5月13日棄却・上告

（第一審・名古屋地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年12月11日、本資料258号－244・順号11102）

判 決

控訴人（1審原告）	甲
同訴訟代理人弁護士	太田 博之
同	後藤 昭樹
同	立岡 亘
同	中村 勝己
同	服部 千鶴
同	吉野 彩子
同	太田 成
同	水野 吉博
同補佐人税理士	棚橋 信太郎
被控訴人（1審被告）	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	中川税務署長
	鈴木 誠二
同指定代理人	川山 泰弘
同	竹内 寛和
同	松田 清志
同	田中 朋子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 中川税務署長が平成17年7月7日付けで控訴人に対してした平成13年8月9日相続開始に係る相続税の更正処分のうち課税価格2295万8000円、納付すべき税額0円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、いずれも平成19年3月5日付け審査裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。

(3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要

1 本件は、平成13年8月9日に死亡した乙（大正8年9月4日生。以下「亡乙」という。）の相続人である控訴人が、相続税の申告をしたところ、中川税務署長（処分行政庁）から更正処分及び重加算税の賦課決定処分を受けたため、これらの各処分（ただし、いずれも平成19年3月5日付け審査裁決により一部取り消された後のもの）がいずれも違法であるとして、上記各処分の取消しを求めた事案である。

原判決は、控訴人の請求をいずれも棄却した。そこで、控訴人は、控訴した。

2 前提事実、被控訴人主張の相続税の課税価格等、争点及び争点に関する当事者の主張は、以下のとおり原判決を付加訂正するほか、原判決「第2 事案の概要」欄の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 原判決の付加訂正

(1) 原判決9頁15行目から17行目にかけての「昭和51年ころから、毎月50万円を給与としてF銀行下一色支店に開設した原告名義の普通預金口座に入金し」を、次のとおり改める。

「昭和41年4月から昭和57年3月までの間、毎月50万円を給与としてF銀行下一色支店に開設した控訴人名義の普通預金口座に入金し（総額9600万円、50万円×192か月＝9600万円）」

(2) 原判決9頁20行目の「Aの父から」と「受け取った」との間に、「土地買収代金として」を加入する。

(3) 原判決9頁25行目の「昭和57年10月1日」を、「昭和57年9月ころ」と改める。

(4) 原判決10頁25行目末尾を改行のうえ、次のとおり付加する。

「d税理士は、亡丙の相続税に関し、控訴人ら預貯金が存在したことを前提に修正申告をしているが、別件高裁判決においても、「亡丙の相続税の修正申告において、控訴人（本件控訴人を指す）は1億5000万円、Aは5000万円、Bは1000万円の固有財産を有するものとされた事実がある」と認定されており、昭和57年9月に確認された預貯金を踏まえて修正申告がなされたことを認定している。」

(5) 原判決11頁10行目から11行目にかけての「1億0188万8724円」を、「1億0188万8724円（ただし、既経過利子等を含む上記預貯金等の合計額は、1億0188万9047円である。）」と改める。

(6) 原判決11頁13行目の「1億0811万1276円」を、「1億0811万1276円（2億1000万円－1億0188万8724円＝1億0811万1276円）」と改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきものと判断するが、その理由は、以下のとおり、原判決を付加訂正するほかは、原判決「第3 当裁判所の判断」欄の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の付加訂正

原判決18頁25行目冒頭から19頁20行目末尾までを、次のとおり改める。

「これに対し、控訴人は、本件預貯金等の原資は昭和57年合意によって確認された控訴人ら

預貯金であり、控訴人ら預貯金は、亡丙が、①昭和41年4月から昭和57年3月までの間、毎月50万円を給与としてF銀行下一色支店に開設した控訴人名義の普通預金口座に入金し、これを愛知県債や不動産に投資して利殖を図り、②Aの父から土地買収代金として受け取った4000万円をE農業協同組合に開設したA名義の定期貯金口座に貯金し、また、給与として1000万円をF銀行下一色支店に開設したA名義の積立預金口座に預金し、③Bのため、F銀行下一色支店に開設したB名義の積立預金口座に1000万円を預金するなどして形成したものである旨主張する。そして、d税理士の原審証人尋問における証言や陳述書、控訴人本人の原審本人尋問における供述や陳述書には、これに沿う部分がある。

しかしながら、昭和57年合意があったことを認めるに足りる客観的な証拠はないところ、控訴人及びd税理士は、同合意が口頭でなされた旨供述するが（甲11、12、原審証人d、原審控訴人本人）、これだけ多額かつ多数に及ぶ債権（控訴人の主張によれば、8口の預貯金）の帰属の確認について書面を作成しておかなかったというのも不自然であるのみならず、控訴人ら預貯金の形成過程を裏付ける客観的な証拠は、存在しない。確かに、控訴人ら預貯金が形成されたのは、本件相続開始より約20年前ないしそれ以前であるから、それに関する証拠がある程度消失していることはやむを得ないとしても、給与として支給され、贈与され、あるいは土地買収代金として受領したというのであれば、それらの金員の移動や税務会計処理に関する、供述等以外の何らかの証拠が存在してもよいところ、それらが全く存在しないというのはあまりにも不自然というほかない。

また、控訴人の主張自体、控訴人名義の預貯金は、亡丙が、控訴人の給与として積み立てた資金を利用して利殖したものであるというものであるところ、仮にそうであるとすれば、亡丙が控訴人名義等で積み立てた預貯金は、実質的には亡丙のものであって、預貯金の名義は形式的なものに過ぎないとみるのが自然である。

しかも、控訴人は、控訴人の主張する昭和57年合意の後、昭和61年に、控訴人ら預貯金の多くが亡乙によって架空人またはOら名義の預貯金に変えられていることを知ったにもかかわらず、その後これを放置しているが、控訴人によれば、亡乙は、常識の全く通用しない性格の持主であるというのであるから、同人の上記行為を認識しながら、控訴人ら預貯金の管理をそのまま任せるという控訴人の対応は、後に回復することが困難となることが予想されることや、亡乙の年齢（大正8年9月4日生）からして、相続が発生した場合に遺産の範囲について困難な問題が生じることが予想されること等からすると、通常は考え難いところである。控訴人は、「いつか控訴人らの気持ちがわかってくれば、甲家の預貯金等の管理を控訴人に任せるであろうと期待し続けてきた」などとも主張するが、亡乙の性格が上記のとおりで、預貯金の証書や通帳を控訴人が取り上げた場合、取引業者や隣近所に何を言って回るか、控訴人の家族に何をすることも分からないという程であれば、預貯金等の管理を控訴人に任せるという期待を持つというのは不自然である。

こうした点からすれば、上記d税理士の証言等や控訴人本人の供述等は信用することができない。

また、控訴人は、別件高裁判決でも、亡丙の相続税の修正申告に当たって、控訴人ら預貯金の存在することが前提とされていたとも主張する。しかし、別件高裁判決（乙29、32）によれば、同判決は、控訴人による「亡丙の相続税の修正申告において、控訴人（本件控訴人を指す）は1億5000万円、Aは5000万円、Bは1000万円の固有財産を有するものと

された事実があるものの、これによって別表１記載の個々の預貯金が同人らの固有財産であると判断しうるものでもない。」と判断しているものであって、控訴人らが前記固有財産を有していたことを認めたものではなく、したがって、控訴人の前記主張は失当である。

そうすると、上記ｄ税理士の証言等や控訴人本人の供述等のみからは、上記控訴人ら預貯金の存在を認めるに足りず、他に、その存在を認めるに足りる証拠はないというほかない。

控訴人は、本件預貯金等のうち、原判決別表１記載２～１０、１２、１５、１６、５０～６８の預貯金等が、控訴人ら預貯金から移行したもので、控訴人らに帰属する旨主張するが、上記のとおり、控訴人ら預貯金の存在を認めることができないのであるから、控訴人の上記主張は採用することができない。また、控訴人は、亡乙が、控訴人らに対し、約束不履行、不法行為又は不当利得に基づく債務を負担している旨主張するが、その前提となる控訴人ら預貯金の存在を認めることができないのであるから、同様に、控訴人の上記主張は採用することができない。」

第４ よって、原判決は相当であって、控訴人の本件控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第３部

裁判長裁判官 高田 健一

裁判官 尾立 美子

裁判官 堀 禎男